

建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

【令和4年10月1日施行】

宮城県

- (1) 建設工事における調査基準価格の改正について**
- (2) くじ実施手順の変更について**
- (3) スライド条項における運用の一部見直しについて**

(1) 建設工事における調査基準価格の改正について

調査基準価格及び失格判断基準額について



【調査基準価格とは】

・入札額が「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」又は「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」に該当するかどうかを調査するための基準となる価格。

【失格判断基準額とは】

・調査基準価格を下回る入札において、諸経費などに対して設定するもので、それを下回った場合、採算性を考慮していない無理な入札として落札不相当と判断するための基準となる額。

・失格判断基準額を上回り、落札不相当とならなかった調査対象者には、さらに履行能力確認調査を行って落札者を決定する。

建設工事における調査基準価格の改定について



宮城県の建設工事調査基準価格は、国土交通省（平成31年4月改定）と同水準の宮城県独自モデル（令和元年10月）により運用してきたが、国が建設業における担い手確保・賃上げに向けた取組の一つとして、企業として継続するために必要な経費（一般管理費）を考慮した調査基準価格の引き上げを実施したことから、本県においても、国改正を契機に、落札率の維持・向上を図るため国土交通省と同様の改定（国モデル採用）を行うもの。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

宮城県（令和元年10月1日～）

【範囲】

予定価格の75～92%の範囲で設定

【計算式】

- ・純工事費×0.97
 - ・現場管理費×0.75
 - ・一般管理費×0.65
- 上記の合計額×消費税



宮城県（令和4年10月1日～）

【範囲】

予定価格の75～92%の範囲で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.68
- 上記の合計額×消費税

※参考（国土交通省）

国土交通省（平成31年4月1日～）

【範囲】

予定価格の75～92%の範囲で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.55
- 上記の合計額×消費税



国土交通省（令和4年4月1日～）

【範囲】

予定価格の75～92%の範囲で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.90
 - ・一般管理費×0.68
- 上記の合計額×消費税

建設工事の失格判断基準額（数値的判断基準）について



宮城県の失格判断基準額は、下表のとおり運用している。
 調査基準価格に連動しているため、失格判断基準 2, 3 を改正する。

有効入札者数	1～2者	3～4者	5者以上
失格判断基準額 1 (純工事費基準)	適用外	全入札者の純工事費相当額の平均額×0.97	全入札者から純工事費相当額の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額×0.97
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換える	
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90%を乗じた額を下回る場合については、設計額の純工事費相当額の90%に置き換える	
失格判断基準額 2 (現場管理費基準)	設計額における現場管理費相当額×0.85 (改正前0.7)		
失格判断基準額 3 (一般管理費基準)	設計額における一般管理費相当額×0.63 (改正前0.6)		
失格判断基準額 4 (元下請適正化基準)	(直接工事費における想定下請入札率÷入札率) 想定下請入札率 = 下請金額の合計額 ÷ Σ (各細別の下請金額 ÷ 各細別の入札率)		
	当分の間は、適用外とする。		

建設工事総合評価落札方式・価格評価点及び施行日について



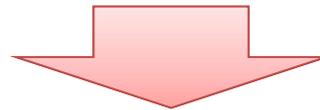
宮城県では、価格評価点を楕円式によって算出することとしている。
楕円式における満点入札率は失格判断基準価格に連動しているため、下記のとおり改正する。

<現行>

満点入札率(%)

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.7 + \text{設計一般管理費} \times 0.6) \div \text{設計額} \times 100$$

ただし、92%を超える場合は、92%に置き換える



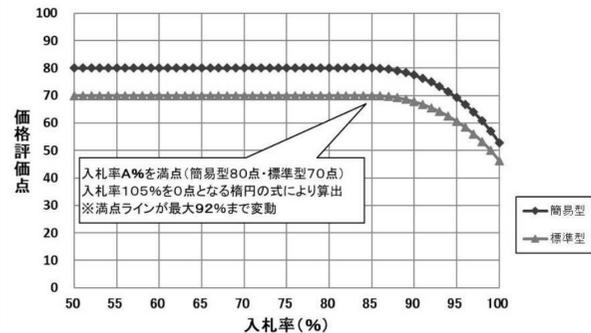
<改正>

満点入札率(%)

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.85 + \text{設計一般管理費} \times 0.63) \div \text{設計額} \times 100$$

ただし、92%を超える場合は、92%に置き換える

価格評価点－入札率



①満点入札率

0.85

0.63

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.7 + \text{設計一般管理費} \times 0.6) \div \text{設計額} \times 100$$

②価格評価点

($A\% < \text{入札率} \leq 100\%$)における価格評価点 : $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$

($A\% \geq \text{入札率}$)における価格評価点(レベル区間) : $y = \text{標準型} 70\text{点}, \text{簡易型} 80\text{点}$

y: 価格評価点

x: 入札率－A

a: 105-A

b: 標準型の場合70点

簡易型の場合80点

【施行日について】

・令和4年10月1日以降に公告又は通知する案件から適用する。

(2) くじ実施手順の変更について



くじ実施手順の変更について（概要）



■ 概要

県の入札では、最低価格かつ同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、総合評価点が最も高い者）が2者以上いる場合、対象の全ての落札候補者の資格審査等の確認（低入札の場合の履行能力確認調査や総合評価落札方式の場合の裏付け資料の確認を含む。）を行い、くじにより落札者を決定してきました。

今回、入札参加者の事務手続の軽減と、落札決定までに要する時間の短縮を図るため、**くじにより落札候補者を選定し、その者のみの資格審査等を行う方法に変更します。**

なお、資格審査等の結果、その者が「不適格」となった場合は、その者を除いて再度くじを行い、新たに落札候補者を選定することになります。

■ 施行時期

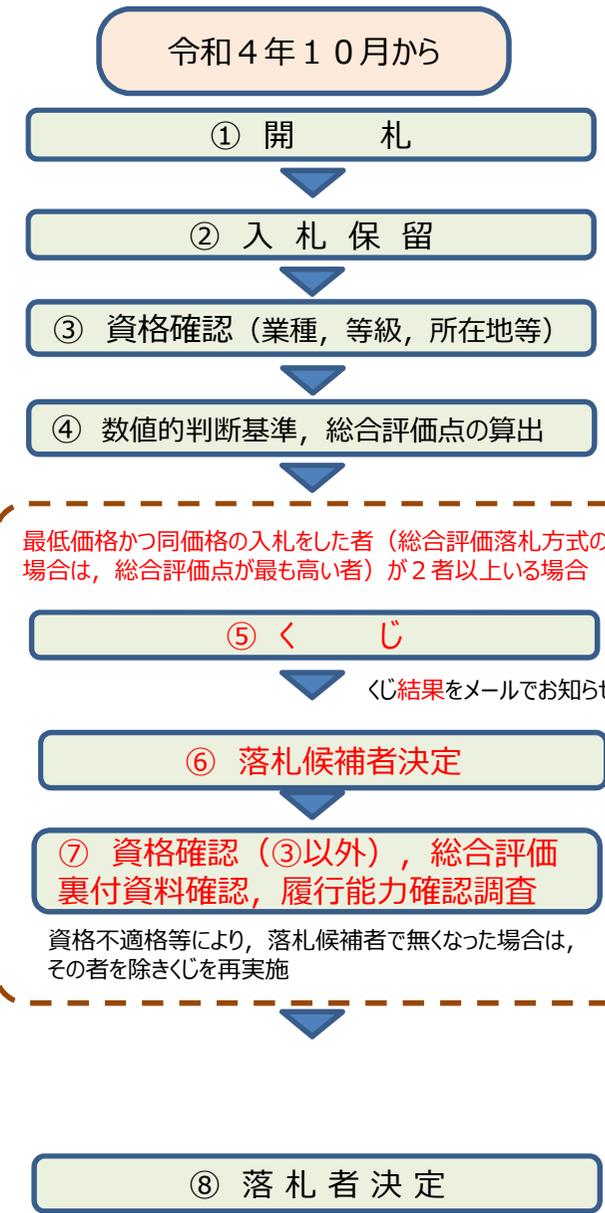
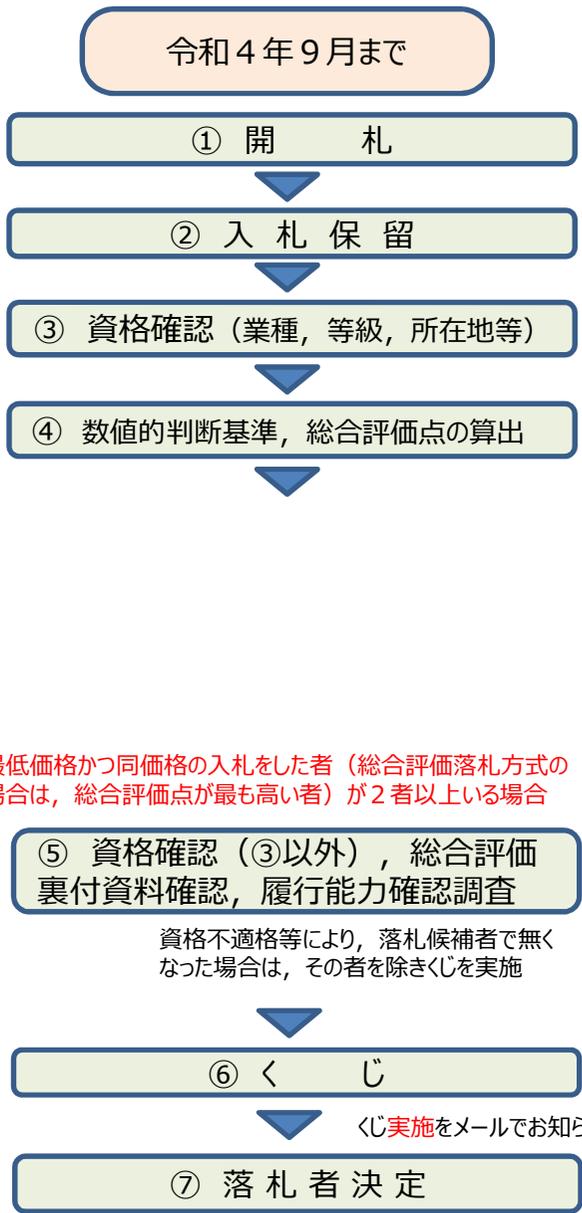
本件については、令和4年2月開催の「入札・契約制度改正説明会」で、令和4年度中の適用開始をお知らせしてましたが、電子入札システムの改修等を行ったことにより、**令和4年10月1日以降に開札を行う建設工事及び建設関連業務から適用**します。

くじ実施手順の変更について（フロー）



フローイメージ図

適用年月日
令和4年10月1日以降に
開札を行う案件を対象



くじ実施手順の変更について（くじ結果のお知らせイメージ）



くじ結果のお知らせ内容（電子メール）

差出人 宛先 件名 ◇電子くじ実施のお知らせ
電子くじを実施した結果、落札候補者が選定されました。
調達案件番号 : 令和4年度▲▲▲012-001号 調達案件名称 : ■■■■■工事 入札方式名称 : ダイレクト型一般競争入札 調達機関名称 : 宮城県 部局名、管内名等 : ●●部 課室名、事務所名等 : ◆◆◆課
【落札候補者】 企業名称 : ○○○建設株式会社
***** 宮城県建設工事等電子入札システム ヘルプデスク ヘルプデスク E-mail : miyagihelp@efftis.jp ヘルプデスク URL : https://miyagi.efttis.jp/04000/WDESK/toppage/contents/index.html ヘルプデスク TEL : 022-298-6551 ヘルプデスク FAX : 022-295-5005
【障害発生時システム接続URL】 ※各システム入口のある宮城県ホームページが障害により接続できない場合にのみ下記URLをご活用ください。 入札情報サービス URL : https://miyagi.efttis.jp/04000/PPI/Public/Server/ 電子入札システム URL : https://miyagi.efttis.jp/04000/CALS/Accepter/ 総合評価支援システム URL : https://miyagi.efttis.jp/04000/CASS/Accepter/ACCO00101 *****

※ 保留通知書や落札者決定通知書等、「くじ」以外の通知・メールに変更はありません。

(3) スライド条項における運用の一部見直しについて

スライド条項における運用の一部見直し



I 単品スライド

「単品スライド」とは、工事請負契約書第27条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

これまでの運用ルールは、平成26年3月から「手続き簡素化の試行」により、証明書類のとりまとめ・提出を不要とし、実勢単価等の官積算により算出し、請負代金額を変更としてきました。

新たな運用ルールとして、以下のとおりに改正します。

- 1 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 2 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- 3 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

受注者は「**これまでの運用ルール**」か「**新たな運用ルール**」のどちらかを選択することを可とします。

スライド条項における運用の一部見直し



Ⅱ インフレスライド

「インフレスライド」とは、工事請負契約書第27条6項に基づき、「特別な要因により工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

これまでは「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）」をマニュアルとし運用してきましたが、この運用マニュアルを廃止し、新たに「賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）」を整備しマニュアルとして運用します。

なお、今回のマニュアルは、これまでのマニュアルの文言等を整理し直したもので、これまでと同様、運用ルールに変更はありません。

Ⅲ 適用年月日

令和4年8月24日

工事請負契約書第27条（スライド条項）



（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

全体 スライド

- 第27条 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品 スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフ スライド

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

スライド条項の適用区分



項目		全体スライド (契約書第27条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第27条第5項)	インフレスライド (契約書第27条第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用施行日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工 事(運用施行日時点で継続中の 工事及び新規契約工事(注))
請負 額変 更の 方法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月 経過後の残工事量に対する資材 、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除 く特定の資材(鋼材類、燃料油類 等)	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
	受 注 者 の 負 担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレス ライドと併用の場合、全体スライド又 はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準 拠し、建設業者の経営上最小限度 必要な利益まで損なわないよう定め られた「1%」を採用。単品スライド と同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスラ イド適用後、12ヶ月経過後に適用 可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を 除いた工期内全ての特定資材が対 象のため、再スライドの必要がない)	可能

(注) 入札公告の翌日又は指名(随意契約)通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象

関係資料の掲載箇所について（出納局契約課HP）



【建設工事及び工事関連業務の要綱・要領，様式】

▶ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

【総合評価落札方式の手引き】

▶ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>